

埼玉県立自然の博物館ソーシャルメディア利用規約

(趣旨)

第1条 本利用規約では、埼玉県立自然の博物館（以下「自然の博物館」と呼ぶ。）が運用するソーシャルメディアにおける利用規約を定めます。

(提供する情報)

第2条 自然の博物館のイベントや関連する周辺施設等の情報などを幅広く随時配信していきます。

(対象アカウント)

第3条 本利用規約の対象とする自然の博物館が運用するソーシャルメディアのアカウントは次のとおりです。

- ・ X アカウント `saitama_shizen`
- ・ YouTube アカウント 埼玉県立自然の博物館

(コメントできる者)

第4条 「埼玉県立自然の博物館ソーシャルメディア利用規約」を全て読み、同意した者のみがコメントできます。なお、コメントした者は本利用規約に全て同意したものとします。

(注意事項)

第5条 自然の博物館が運用するソーシャルメディアのコメントについての注意事項を定めます。

- 1 原則として、コメントに対して自然の博物館から返信は行いません。
- 2 自然の博物館は利用者における名前やプロフィール写真、性別、友達リストなど、利用者のアカウント設定上、すべてのユーザーに公開している情報へのアクセスを行います。
- 3 コメントの投稿によって発生する著作権・肖像権侵害等の責任は全て投稿者が負うものとします。投稿者は必ず権利者・被写体本人等の承諾の上、投稿してください。また、著作権等について第三者からの異議申し立て、苦情などがあつた場合、自然の博物館は一切の責任を負わず、費用負担などを含むすべてを投稿者本人が対応するものとします。
- 4 投稿されたすべてのコメントは、自然の博物館が作品の一部を修正または改変して、無償で自由に使用できるものとします。その場合、投稿者は著作権人格権を一切主張しないものとします。
- 5 投稿テーマの内容と合っていないもの、法令または公序良俗に反しているもの、第三者の権利を侵害するおそれのあるもの、その他自然の博物館が不適切

だと判断したコメントは削除される場合があります。

6 自然の博物館はコメントに表示される各種提供情報の正確性や妥当性について、一切の保証をしません。

7 予告なく自然の博物館が運用するソーシャルメディアを閉鎖する場合がありますが、自然の博物館に対して異議は唱えないものとします。

附 則

この規約は、平成24年8月1日より施行します

附 則

この規約は、平成27年6月8日より施行します

附 則

この規約は、令和3年4月8日より施行します

附 則

この規約は、令和5年12月26日より施行します